

質問回答書

このことについては、下記のとおりです。

公告番号 春日部市告示 第315号
件名 令和8・9年度春日部市特定保健指導（積極的支援）等業務委託

記

質 問 事 項	回 答 事 項
支援の時間外に体重・腹囲の測定を行う測定器材は、受注者にて用意するものでしょうか。それとも春日部市にてご用意いただくものでしょうか。ご教示のほどよろしくお願いいたします。	対面による初回面接時の体重・腹囲測定用器材は市で用意可能です。
仕様書6（4）① 体重・腹囲測定を行うとありますが、会場で体重計をお借りすることは可能でしょうか。受注者で用意する場合には、期間中会場で保管いただくことは可能でしょうか。	体重計は会場にて用意可能です。また、受託者で用意する場合、家庭用サイズであれば市で保管することも可能です。
令和6年、7年度の対象者数および初回面談者数の内訳をご教示ください。	令和6・7年度の実績数は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・令和6年度対象者 398人・令和6年度初回面談者 37人・令和7年度対象者 389人・令和7年度初回面談者 44人

<p>事業者への年間のデータ提供回数（クール回数）と初回提供時期をご教示ください。</p>	<p>データ提供（クール）は6～7回を予定しています。また、初回提供時期は8月下旬または9月下旬の予定です。</p>
<p>仕様書6（3）① 利用案内の納品回数をお示し下さい。また、納品はデータ、紙のどちらかお示しください。</p>	<p>利用案内の納品回数は6～7回を予定しています。納品は紙での納品を想定しています。</p>
<p>仕様書6（4）① 令和6年度・7年度の健診会場での初回面談実施日数をお示し下さい。</p>	<p>健診会場での初回面談の実施はありません。</p>
<p>1. 仕様書P2、6委託業務内容、（3）対象者への通知、利用申込の受付事務①「受注者は利用案内を作成し、利用券は発送日に間に合うように市へ納品する」と記載がありますが、この利用案内はデータでの納品でしょうか。あるいは、印刷物として納品する形になるかご教示ください。</p>	<p>印刷物としての納品を想定しています。なお、利用券作成は市で行います。</p>

<p>2. 仕様書P3、6委託業務内容、(5) 未利用者に対する勧奨①利用勧奨「利用券等発送後、申込み締め切り頃を目安に、電話で特定保健指導利用の勧奨をする。架電回数は、時間、曜日等を変えて3回までとする。なお、電話番号等不明の者に対しては通知で勧奨をする。」との記載につきまして、3点確認事項がございます。</p> <p>①対象者データの提供内容について 貴市より対象者データをご提供いただく際、電話番号が判明している方については、その電話番号データも併せてご提供いただけるという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>②電話勧奨対象者について 電話勧奨の対象者は、その時点で申し込みがあった者以外の全ての方という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>電話勧奨の対象者は、その時点で申し込みがあった者以外、かつ電話番号を把握している者となります。</p>
<p>③電話番号不明者への通知について ここで言及されている「電話番号不明の者に対する通知」は、同項「②利用再勧奨」で規定されている全未利用者向けの「利用再勧奨の通知」とは別に、初回勧奨のタイミングで独自の通知物を発送するという理解でよろしいでしょうか。また、昨年度においては、この『電話番号不明者向けの通知物』と『利用再勧奨時の通知物』とで、内容や仕様にどのような違いを設けていたかご教示ください。</p>	<p>電話番号不明の者に対する通知について、ご認識のとおりです。 令和7年度の電話番号不明者向け通知は利用券送付物と似た内容の案内を送付し、利用再勧奨時の通知は利用意欲が高まるように工夫した内容にしました。どちらも長3の封書にて送付しました。</p>
<p>3. 仕様書P2、6委託業務内容、(2) 企画及び運営② 過去の実施において、平日以外（土日祝）および夜間帯における実施実績（実施頻度や利用状況等）に加え、ICTを活用した実施率についても併せてご教示ください。</p>	<p>令和7年度において平日以外の実施は1件、ICTの実施率は11%です。 令和6年度の実施はなく、ICTの実施率は26%です。 夜間帯の実施については把握しておりません。</p>

<p>4. 仕様書P2、6委託業務内容、(2) 企画及び運営② ICTでのオンライン面談をする場合、ICT機器は受託者が用意するのではなく、対象者の保有するICTを使用する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>5. 仕様書P2、6委託業務内容、(4) 特定保健指導の実施②継続的な支援 ①初回面接実施後の継続支援方法については、結果が伴うよう受託側で判断し実施してよいという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>継続支援方法については事前に市と協議します。</p>
<p>②本業務において、受託者側でインセンティブを用意し、費用を負担する必要はございますでしょうか。委託者様にて手配される、もしくは本件ではインセンティブの実施を予定していない等、本件に関する方針をご教示ください。</p>	<p>インセンティブの実施予定はありません。</p>
<p>6. 仕様書P3、6委託業務内容、(5) 未利用者に対する勧奨②利用再勧奨 利用再勧奨は積極的支援の対象者のみに実施するという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>7. 仕様書P3、6委託業務内容、(4) 特定保健指導の実施①初回支援 ①「支援形態は個別支援のみとし、支援の時間外に体重・腹囲の測定を行うものとする。」とありますが、利用者に自宅で体重と腹囲を測定していただくという認識でしょうか。</p>	<p>個別初回面談はプログラム上20分以上実施する決まりとなっており、支援の時間に体重測定・腹囲測定の時間を含めないという考えです。</p>

<p>②見積書では保健指導が55件とありますが、積極的支援50件と動機付け5件の合計でしょうか。その場合、業務内容や支払い割合も異なりますが、同一の単価である必要がありますでしょうか。</p>	<p>保健指導の積極的支援と動機付け支援の内訳はありません。同一の単価での実施を想定しています。</p>
<p>③電話勧奨の架電回数について、3回までとすると記載がある一方、委託料に関しては実施件数に応じた費用を払うとされています。架電回数に関わらず、1人=1件とカウントされるという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>8. 仕様書P4、7委託料及び請求方法、支払いについて、(1) 委託料について委託料は「実施人数に応じた従量制」とされていますが、実施見込みの50人を終えた場合追加支払いがされるのか、あるいは予算上限額以上は支払いされないのでしょうか。</p>	<p>見込み人数を超えた場合も、実施人数に応じて支払います。</p>
<p style="text-align: right;">以上</p> <p>※質問事項は、原文のとおり記載しております。</p>	